

養子縁組について(基礎編)

「養子縁組」について、全2回にわたって紹介します。本コラムは養子縁組の基礎について説明していきます。

右記目次に倣い、法務上のポイント、税務上のポイントを交えながら解説していきます。

1. 養子縁組とは
2. 普通養子縁組と特別養子縁組の比較
3. 相続人の中に養子がいるときの相続税計算
4. 相続税額の2割加算における養子の取扱い

1. 養子縁組とは

養子縁組とは、親子関係がない人との間に人為的に親子関係を創設させる制度です。養子縁組には普通養子縁組と特別養子縁組の2つの制度があります。

普通養子縁組

制度概要

養子が実親との親子関係を存続したまま、養親との親子関係をつくる制度です。普通養子縁組は、原則養親と養子の合意と届出人の本籍地又は住所地の市町村区の戸籍課への届出により成立します。

成立要件

- ①養親と養子の合意
※以下の場合には以下の要件も満たす必要がある。
 - ・養子が未成年の場合は、家庭裁判所の審判が必要。また、養子が15歳未満のときは、法定代理人が承諾することが必要。
 - ・養親に配偶者がいる場合で養子が成年の場合には、配偶者の同意が必要。また、養子が未成年の場合は、配偶者とともに行う必要がある。
- ②養親が成年に達していること
- ③養子が養親の尊属・年長者ではないこと
- ④養子縁組の届出

特別養子縁組

制度概要

特別養子縁組は、養子が戸籍上も実親との親子関係を断ち切り、養親が養子を実子と同じ扱いにする制度です。特別養子縁組は養親となる者が家庭裁判所に「特別養子適格の確認の審判」と「特別養子縁組の成立の審判」の2つの審判の申立てをする必要があります。

成立要件

- ①養親は配偶者がある者で、夫婦共同で養親となること
- ②養親が25歳以上であること（夫婦の一方が25歳に達していなくても20歳に達していればよい）
- ③養子が、特別養子縁組の成立の審判申立て時点で15歳未満であること（※）
- ④実父母の同意
- ⑤子の利益のための特別の必要性
- ⑥6ヶ月以上の試験養育期間

※15歳に達する前から養親候補者が引き続き養育していた場合、やむを得ない事由により15歳までに申立てできなかった場合には18歳に達する前までは、審判を請求することが可能。ただし、養子が審判時に15歳に達している場合には養子の同意が必要。
※赤字部分は、令和2年4月1日改正部分。

2. 普通養子縁組と特別養子縁組の比較

	普通養子縁組	特別養子縁組
方式	①養親と養子の合意 (養子が未成年の場合家庭裁判所の審判) ②届出	①養親となる者の請求 (※1) ②家庭裁判所の審判
実父母の同意	養子が15歳未満の場合 法定代理人の承諾及び監護者の同意が必要	原則実父母の同意が必要 (※2)
年齢	養親：成年に達していること 養子：制限なし (養親の尊属・年長者は不可)	養親：一方は25歳、他方は20歳に達していること 養子：特別養子縁組の成立の審判申立て時15歳未満であること
共同縁組	①配偶者のある者が未成年者を養子とするには夫婦共同ですること ②成年者を養子とする場合は、配偶者の同意を得て単独でできる	①養親は配偶者があること ②夫婦が共同で養親となること
効果	実方の父母(及びその血族)との親族関係は存続	実方の父母(及びその血族)との親族関係は原則として終了
戸籍の記載	養子との明記あり(養子(養女))と記載	養子との明記なし(長男(長女)と記載)
離縁	養親及び養子の協議 (※3) 訴えの提起も可能	原則離縁不可。 養子の利益のため特に必要があると認めるとき家庭裁判所の審判により離縁可能。 (ただし、養親からの請求不可)

※1 ただし、手続きの一部は児童相談所長が申立て可能。

※2 父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。

※3 養子が15歳未満の場合は、離縁後養子の法定代理人となるべき者との協議による。

！ 法務ポイント



ホウムちゃん

普通養子縁組は原則養親と養子の合意により成立しますが、特別養子縁組は家庭裁判所の審判により成立します。

普通養子縁組は実親の相続人になることができますが、特別養子縁組は実親との親族関係が終了するので実親の相続人になることはできません。

普通養子縁組は戸籍上養子と明記されますが、特別養子縁組は養子とは明記されません。

3. 相続人の中に養子がいるときの相続税計算

1 法定相続人の数に含める被相続人の養子の数は一定数に制限される

相続税の計算では「法定相続人の数」が重要です。

養子の数を増やすことで課税の公平性が損なわれることを防ぐため、法定相続人の数に含める養子の数に制限があります。

- (1) 被相続人に実の子がいる場合
養子は1人まで
- (2) 被相続人の実の子がいない場合
養子は2人まで

2 法定相続人の数を基に計算する項目

法定相続人の数を基に計算する項目及び計算式は以下になります。

項目	計算式
(1) 相続税の基礎控除額	3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数
(2) 生命保険金の非課税限度額	500万円 × 法定相続人の数
(3) 死亡退職金の非課税限度額	500万円 × 法定相続人の数
(4) 相続税の総額の計算	課税価格の合計額 - 基礎控除額 = 課税遺産総額 (課税遺産総額 × 各法定相続人の法定相続分) × 税率 = 算出税額 各法定相続人ごとの算出税額の合計 = 相続税の総額

3 実の子として取り扱われる養子について

実の子として取り扱われる養子は下記(1)～(4)のとおりです。

これらは全て、法定相続人の数に含まれることになります。

- (1) 被相続人との特別養子縁組により被相続人の養子となっている人
- (2) 被相続人の配偶者の実の子供で被相続人の養子となっている人
- (3) 被相続人と配偶者の結婚前に特別養子縁組によりその配偶者の養子となっていた人で、被相続人と配偶者の結婚後に被相続人の養子となった人
- (4) 被相続人の実の子供、養子又は直系卑属(子や孫)が既に死亡しているか、相続権を失ったため、その子供などに代わって相続人となった直系卑属

! 税務ポイント



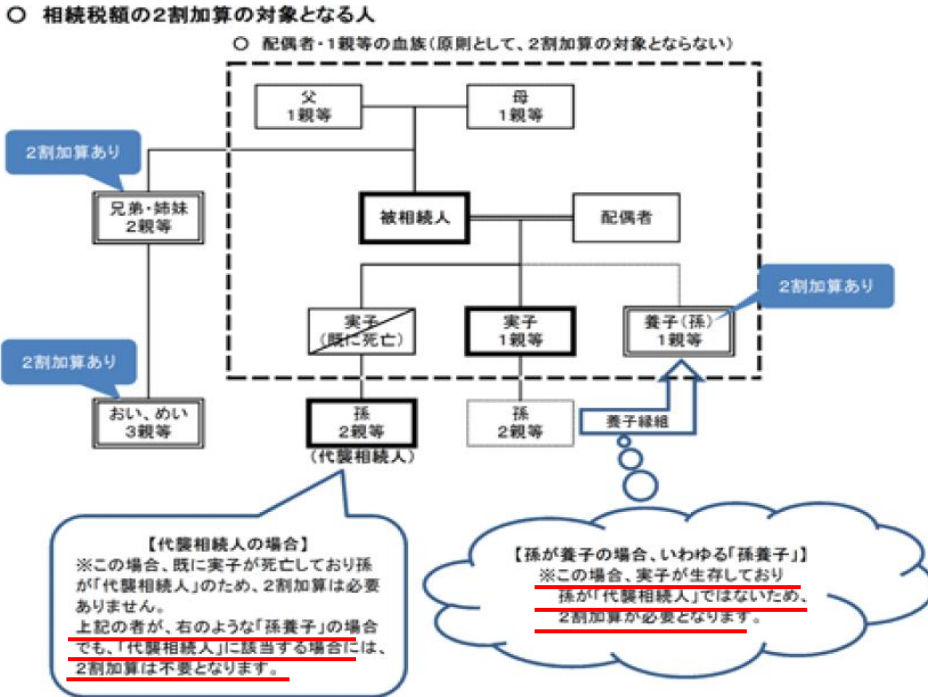
ゼイムちゃん

養子の数を法定相続人の数に含めることで相続税の負担を不当に減少させる結果となると認められる場合、その原因となる養子の数は上記①(1)(2)の養子の数に含めることはできません。

最高裁(平成29年1月31日判決)においては、専ら相続税の節税のために養子縁組をする場合であっても、直ちにその養子縁組が無効にはならないと判断されました。判例の詳細は、次回コラムにて解説いたします。

4. 相続税額の2割加算における養子の取扱い

相続税額の2割加算とは、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、被相続人の一親等の血族（代襲相続人となった孫（直系卑属）を含みます。）及び配偶者以外の人である場合に、その人の相続税額にその相続税額の2割に相当する金額が加算されることをいいます。



出展：国税庁HPタックスアンサーNo.4157 (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4157.htm>) を加工して作成

被相続人の養子は、一親等の法定血族であることから、相続税額の2割加算の対象とはなりません。ただし、被相続人の養子となっている被相続人の孫は、被相続人の子が相続開始前に死亡したときや相続権を失ったためその孫が代襲して相続人となっているときを除き、相続税額の2割加算の対象になります。

！ 税務ポイント

相続時精算課税を受けていた養子が、その後、養子縁組を解消した場合の2割加算額は次のように計算します。

$$\begin{aligned}
 & (a) \text{ 各人の税額控除前の相続税額} \\
 & (b) \text{ 各人の税額控除前の相続税額} \times \frac{\text{養子縁組期間中に被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額}}{\text{相続税の課税価格に算入された財産の価額}} \\
 & ((a) - (b)) \times 0.2 = \text{相続税額の2割加算額}
 \end{aligned}$$

被相続人の直系卑属を特別養子縁組した場合

相続税法では、被相続人の直系卑属がその被相続人の養子となっている場合には、同人が代襲相続人となっている場合を除いて、2割加算の対象になるものとされています。一方、民法上、特別養子縁組をした場合、養子と実方の父母やその血族との親族関係は終了するものとされています。したがって、被相続人の直系卑属を特別養子縁組した場合には、**被相続人と養子との特別養子縁組前の親族関係は終了していることから、被相続人の直系卑属がその被相続人の養子となっている場合に該当せず、2割加算の対象となりません。**



株式会社青山財産ネットワークス（以下「当社」といいます。）のウェブサイト（以下「本サイト」といいます。）から資料（以下「本資料」といいます。）をダウンロードする場合は、下記の事項に同意したうえで、当該事項を遵守し、本資料をご利用下さい。

著作権

本資料の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含みます。）、商標権、その他知的財産権、肖像権等の権利（以下総称して「知的財産権等」といいます。）は、当社又は正当な権原を有する第三者に帰属します。

禁止事項

1. 本サイトで配布する本資料を当社が別途許可する範囲を超えて加工する行為や、改変する行為は禁止します。
2. 本サイトで配布する本資料の内容を、当社が事前に承諾した場合を除き、本サイト以外のウェブサイトにおいて転載する行為は禁止します。
3. 本サイトで配布する本資料を複製、譲渡、貸与、頒布、二次配布、公衆送信化するなどの著作権を侵害する行為は禁止します。
4. 本サイトで配布する本資料の公序良俗に反する内容・目的での使用、その他、犯罪・違法行為での使用は禁止します。
5. 上記各禁止事項に違反されたご使用があった場合、当社はいつでもその使用を禁止することができるものとします。

免責事項

1. 本サイトで配布する本資料は予告なく内容の変更や削除を行う場合があります。
2. 本サイトで配布する本資料のご利用はご利用者様の責任においてなされるものとします。また、その利用によって生じたいかなるトラブル・損害等について、当社は一切責任を負わないものとします。